

台風接近等の緊急時対応基準について(研修事業者)

事務局では、台風やその他の緊急時における講座およびセミナー等の実施について、下記のとおり対応基準を設定しております。

■研修事業者（県外講師が担当する場合）

		決定時期	対応基準
1	台風	開催日 3 日前 15 時	<p>沖縄本島中南部に暴風警報が発令される可能性がある場合、講座開催を延期とする。 (気象庁より発表される気象情報および警報・注意報等より、判断する。)</p> <p>※県外講師の移動時間等を考慮し、基本は「開催日 3 日前 15 時」に開催可否を決定。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座開催日が月曜日、火曜日の場合⇒ 前週金曜日 15 時 ・講座開催日が水曜日、木曜日の場合⇒ 同週月曜日 15 時 ・講座開催日が金曜日の場合⇒ 同週火曜日 15 時 ・講座開催日前に祝祭日がある場合⇒ 祝祭日を含めず、3 日前 15 時
		講座開催中	<p>講座開催中に暴風警報が発令され、かつ路線バスの運行停止が決定された場合、路線バスの運行停止予定時刻の 1 時間前までに講座を中断する。</p> <p>※未実施時間については、後日調整し補講を行う。</p>
2	地震	講座開催中	講座会場の所在地市内において震度 5 以上の地震を観測した場合、直ちに講座を中断とする。
3	火事	講座開催中	実施会場で火災が発生した場合は、直ちに講座を中断とする。
4	インフルエンザ	講座開催中	インフルエンザ、その他の感染症等により、受講者の多数が欠席した場合においても、出席可能な受講者が 1 名以上いる限り、講座の延期または補講等は実施しない。

注意事項

- ・その他、緊急時における講座開催については、都度、状況を判断し対応を決定いたします。ご了承ください。
- ・延期決定後は、改めて研修事業者および受講者と調整の上、日程を決定する。

■研修事業者（県内講師が担当する場合）

		決定時期	対応基準
1	台風	講座開催日前日 15 時	<p>沖縄本島中南部に暴風警報が発令される可能性がある場合、講座開催を延期とする。 （気象庁より発表される気象情報および警報・注意報等より、判断する。） ※基本は「前日 15 時」に開催可否を決定。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座開催日が月曜日 ⇒ 前週金曜日 15 時 ・講座開催日が火曜日～金曜日の場合⇒前日 15 時 ・講座開催日前に祝祭日がある場合⇒ 祝祭日を含めず、前日 15 時
		講座開催中	<p>講座開催中に暴風警報が発令され、かつ路線バスの運行停止が決定された場合、路線バスの運行停止予定時刻の 1 時間前までに講座を中断する。 ※未実施時間については、後日調整し補講を行う。</p>
2	地震	講座開催中	講座会場の所在地市内において震度 5 以上の地震を観測した場合、直ちに講座を中断とする。
3	火事	講座開催中	実施会場で火災が発生した場合は、直ちに講座を中断とする。
4	インフルエンザ	講座開催中	インフルエンザ、その他の感染症等により、受講者の多数が欠席した場合においても、出席可能な受講者が 1 名以上いる限り、講座の延期または補講等は実施しない。

注意事項

- ・その他、緊急時における講座開催については、都度、状況を判断し対応を決定いたします。ご了承ください。
- ・延期決定後は、改めて研修事業者および受講者と調整の上、日程を決定する。